

事務事業評価シート(概要説明書)

事業名	めいわく駐車対策事業	課室名	土木課	会計区分	一般会計
-----	------------	-----	-----	------	------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	平成15年度	～	終了年度	
事業(補助)対象	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他		(具体的な事業(補助)対象者) 違法駐車車両		
法令根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 市が自ら必要性を判断して実施 <input type="checkbox"/> 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り			(具体的な法令、条例名等) 道路交通法	
事業の執行方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 市民との協働 <input checked="" type="checkbox"/> その他			(委託先等) 公益社団法人泉大津市シルバー人材センター、泉大津警察、泉大津交通安全協会、市民ボランティア	
(事業背景・目的) 放置車両や違法駐車車両が通行の障害となり、交通事故の原因となるため、放置車両の撤去や違法駐車車両に対して注意勧告を行い違法駐車を減らすことで、歩行者、自転車の安全と交通の円滑化を確保する。また、本来、駐車違反の取り締まりは警察の所管であるが、安全で快適な道路環境を保つため、違法駐車防止の啓発の部分を市が担っている。					
(事業の内容) めいわく駐車追放府民運動期間の6月に、市内幹線道路(10路線)を対象に業務委託を実施。また、年7回、泉大津警察署、交通安全協会、市民ボランティア(地域交通安全推進委員)及び泉大津市との連携により、市内の道路において、迷惑・違法駐車防止啓発活動を行う。 道路上の放置車両については、ナンバープレートや車体番号から所有者が判明した場合は、警察より自主撤去の指導を行い、所有者不明の場合は、市が撤去及び廃棄処分を行う。					

【事業費】

項目/年度		H23(決算額)	H24(決算額)	H25(決算見込額)	H26(予算額)	備考	
事業費(千円)	事業費総額 ①	281	273	215	283		
	財源内訳(千円)	国庫支出金					
		府支出金					
		地方債					
		その他特定財源					
		受益者負担					
	一般財源	281	273	215	283		
人件費	正職員の年間延べ人数	0.20	0.20	0.20	0.20		
	嘱託・臨時職員の年間延べ人数						
	正職員年間延べ人数×単価	1,116	1,116	1,116	1,116		
	嘱託・臨時職員年間延べ人数×単価	0	0	0	0		
	人件費合計 ②	1,116	1,116	1,116	1,116		
総事業費(千円) ①+②		1,397	1,389	1,331	1,399		
平成25年度事業費内訳(単位:千円)		費目				金額	
		委託料	迷惑駐車指導警告業務	(シルバー人材センター)		210	
			放置自動車撤去移動業務			5	

【事業の必要性】

事業の必要性	市内一円における道路交通の安全確保
--------	-------------------

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	23年度実績値	24年度実績値	25年度実績値	26年度目標値
通報による放置自動車警告指導台数	台	5	4	3	3
通報による放置自動車撤去処分台数	台	0	0	1	1
迷惑駐車防止啓発業務における警告指導台数	台	160	132	112	127
(指標を設定できない理由)					
(具体的な事業の成果)					
定期的な指導・警告により、迷惑駐車台数が減少しており、めいわく駐車対策事業の効果が表れている。					

【外部との連携・活用の可能性】

外部との連携・活用の可能性	連携・活用先、連携・活用部分、不可能な理由を具体的に
<input type="radio"/> 既に事業全体・一部で連携・活用済	警察、交通安全協会、市民ボランティアと一体となり、事業を遂行
<input type="checkbox"/> 今後事業の全部・一部で連携・活用可能	
<input type="checkbox"/> 連携・活用不可能	

【庁内事業との統合、連携の可能性】

類似事業の有無	<input type="checkbox"/> 類似事業あり	→	類似事務事業名	
	<input type="radio"/> 類似事業なし		統合・連携の可能性	可能性あり 可能性なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの改善点	迷惑駐車の手配指導警告数が、減少していることから、事業費についても縮減している。
----------	--

【課題(問題点)】

課題(問題点)	めいわく駐車対策事業は、現在、主に駐車している車に対しての対処療法となっている。違法駐車をなくすため、広くドライバーに啓発する手段を構築していくことが今後の課題である。
---------	--

【今後の方向性】

担当課の評価	A 現行どおり	(左記評価の理由) 本来、駐車違反の取り締まりは警察の所管であるが、安全で快適な道路環境を保つため、違法駐車防止の啓発部分を市が担っている。定期的な警告指導により、迷惑駐車台数は減少しているが、道路交通の安全確保のためには、今後も継続的に必要な事業であると考えている。
	改革・改善策等の具体的内容	